

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成30年6月28日

北海道十勝総合振興局長 三井 真

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

十勝アクティブシニア移住交流促進事業モニターツアー委託業務

(2) 業務目的

平成28年度に実施した「アクティブシニアへの学びのニーズ及びメニューについての調査」から、「大都市圏のアクティブシニアは『学びのメニュー』への参加意向が高い」という結果が出たほか、「提供されているメニューがアクティブシニアの需要や要望を満たしていない可能性がある」、「特徴的なメニューが、他の地域で同じように提供されている可能性がある」などの課題も明らかになった。

そのため、「写真（自然の宝庫である十勝で、身近な生き物や風景の魅力的な一瞬を撮ろう）」をテーマに、食や自然といった十勝の魅力を生かした学び・体験・交流などの新規メニューを開発するほか、既存メニューも含めて実際に体験してもらいフィードバックを得ることで、アクティブシニアの高い知的好奇心を満たすような学びのメニューの拡充を図り、十勝地域への関心を高め、移住促進につなげていくことを目的とする。

(3) 業務内容

ア メニュー開発及びモニターツアーの狙い

新規メニューは、アクティブシニアの高い知的好奇心を満たすとともに、単なる体験観光とは一線を画し、移住候補地として十勝地域への関心を高めるような内容とする。また、モニターツアーでは、新規メニュー及び既存メニューを実際に体験してもらい、アンケート調査を実施することで、今後の学びのメニューの拡充につながるようなフィードバックを得る。

イ 主なターゲット

原則として、三大都市圏に居住する、健康で活動的な50代から60代のシニア層（アクティブシニア）をターゲットの中心とする。

ウ 業務の内容

(ア) 「写真（自然の宝庫である十勝で、身近な生き物や風景の魅力的な一瞬を撮ろう）」をテーマとした新規の学びのメニューの作成。なお、必ず「アクティブシニアへの学びのニーズ及びメニューについての調査（平成29年2月）」を参照した上でメニューを作成する。

(イ) 地方移住に関心がある大都市圏のアクティブシニアを募集し、(ア)のメニュー及び既存メニューを体験するモニターツアーを造成、実施する。

- ・ 参加人数は8名（4組）以内とし、最低でも4名（2組程度）とする。
- ・ 日程は10月16日（火）から20日（土）までの4泊5日とする。
- ・ 池田町でのグランピング1泊及びブドウ収穫体験を必ず組み込む。
- ・ 事業連携町（本別町、足寄町）のお試し暮らし住宅で計3泊宿泊する。（どちらの町でも最低1泊する。）
- ・ 事業連携町（音更町、士幌町、池田町、本別町、足寄町、陸別町）での、何らかの体験（既存の学びのメニュー体験や新規メニューの実施地等）を行う。

(ウ) 参加者に対してアンケート調査を実施し、分析結果について報告書を作成・提出。

(4) 契約期間

契約の日から平成31年1月18日（金）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加するものに必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単独法人等又は、複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

- (2) 単独法人等の場合は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく第1種又は第2種に登録されている旅行者であること。コンソーシアムの場合は、少なくとも構成員の一つが旅行業法第3条の規定に基づく第1種又は第2種に登録されている旅行者であること。
- (3) 単独法人等又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
- ア 民間企業、特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等であり、道内に本社又は事業所等（本業務を実施するために設置する場合を含む。）を有するものであること（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- カ 暴力団関係事業者等でないこと。
- キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
- (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- (ウ) 消費税及び地方消費税
- ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ケ 原則として、過去5年の業務実績において国又は地方公共団体と同一又は類似の事業を契約し、確実に履行した実績を有すること。ただし、コンソーシアムの場合は、少なくとも構成員の一つが有すること。また、実績がない場合でも事業を実施する実力があり、かつ、確実に履行する見込みのある者を含む。
- コ コンソーシアムの構成員が単独法人として重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
- ア 提出書類 「参加表明書」及び関係書類
- イ 提出期限 平成30年7月5日（木）午後5時（必着）
- ウ 提出場所 北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課（帯広市東3条南3丁目）
- エ 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案（プロポーザル）説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 平成30年6月28日（木）から平成30年7月5日（木）まで
- (2) 交付場所 北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課（帯広市東3条南3丁目）
なお、十勝総合振興局地域創生部地域政策課ホームページにおいてもダウンロードすることができる。
(<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/puropo/h30koukoku.htm>)

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出書類 「企画提案書」及び付属書類
- (2) 提出期限 平成30年7月20日（金）午後5時（必着）

- (3) 提出場所 北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課（帯広市東3条南3丁目）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称：北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課
- (2) 住 所：〒080-8588 帯広市東3条南3丁目
- (3) 電 話：0155-26-9014
- (4) F A X：0155-22-0185

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、プロポーザル説明書による。